

事業概要書

国関整道調第20号

平成19年 1月26日

国土交通大臣 冬柴 鐵三 殿

事業者 国土交通省（予定）

（代表者）埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局長 中島 威夫

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項の規定により、事業概要書を送付します。

1 事業者の名称：国土交通省（予定）

2 事業の種類：高速自動車国道建設事業

3 事業区域の概要：事業区域（延長：約14km 土被り：約40m～約55m）

○世田谷区大蔵六丁目、大蔵五丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、

喜多見七丁目、成城三丁目、成城四丁目、北鳥山七丁目、

北鳥山五丁目

○狛江市東野川四丁目、東野川三丁目

○調布市入間町二丁目、東つつじヶ丘三丁目、東つつじヶ丘二丁目、

若葉町一丁目、東つつじヶ丘一丁目、仙川町二丁目、緑ヶ丘一丁目

○三鷹市中原一丁目、新川一丁目、北野四丁目、北野三丁目、北野一丁目、

北野二丁目、牟礼二丁目、牟礼一丁目、井の頭一丁目、井の頭二丁目

○杉並区久我山四丁目、西荻北四丁目、善福寺二丁目、善福寺一丁目、

善福寺三丁目、善福寺四丁目

○武蔵野市吉祥寺南町三丁目、吉祥寺南町四丁目、吉祥寺南町五丁目、

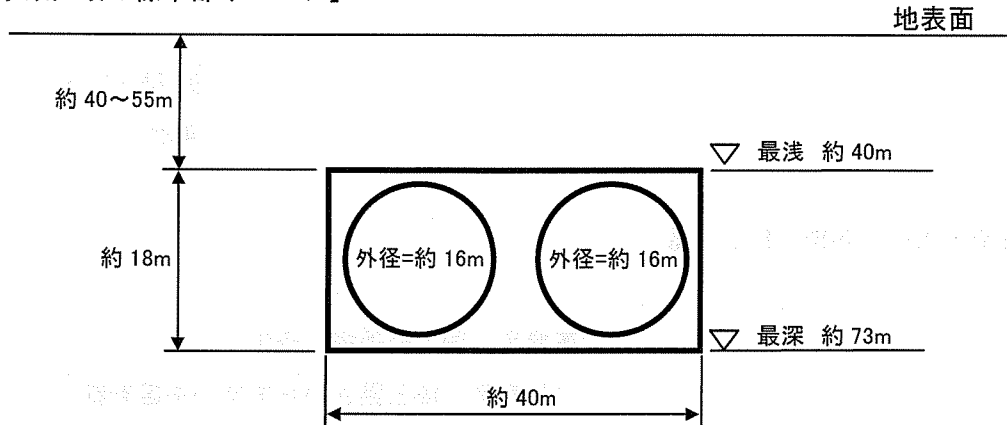
吉祥寺東町四丁目

○練馬区関町南二丁目、関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、

上石神井二丁目、上石神井四丁目、上石神井三丁目、石神井台四丁目、

石神井台二丁目、石神井台一丁目、石神井台三丁目

【事業区域の標準部イメージ】



4 使用の開始の予定時期及び期間 平成21年度より施設の存続する限り。

※使用の開始の予定時期は現在想定している時期であり、認可申請の段階で変更する場合があります。

5 事業計画の概要

(1) 事業名 高速自動車国道建設事業（東京外かく環状道路（東名高速～関越道））

(2) 事業の目的及び内容

1) 東京外かく環状道路は、都心から約15km圏を環状方向に結ぶ延長約85kmの道路で、放射方向の幹線道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない通過交通をバイパスさせるなどの役割を果たします。これにより、首都圏における交通混雑の緩和や都市間の円滑な交通ネットワークの実現へと導きます。

2) このうち、世田谷区宇奈根から練馬区大泉町の約16kmが対象区間となります。

東名高速、中央道、関越道とは、ジャンクションにより接続し、東八道路、青梅街道、目白通りには出入り口（インターチェンジ）が設置されます。

本線の構造はすべてトンネル構造となり、ジャンクション・インターチェンジ部は、トンネル構造、高架構造、平面構造、またはそれらの組み合わせとなります。

3) 事業実施段階における作業工程については、事業化後に詳細が決まる事となりますが、参考に、当該路線の環境影響評価を行う際に用いられた作業工程を示します。

工事区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
用地買収														
準備工														
トンネル														
高架														
土工														
換気所														

※出典：「環境影響評価準備書 都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）平成18年6月 東京都」

(3) 計画位置・区間

世田谷区宇奈根三丁目～練馬区大泉町四丁目

(事業区域：世田谷区大蔵六丁目～練馬区石神井台三丁目)

(4) 施設概要(本線)

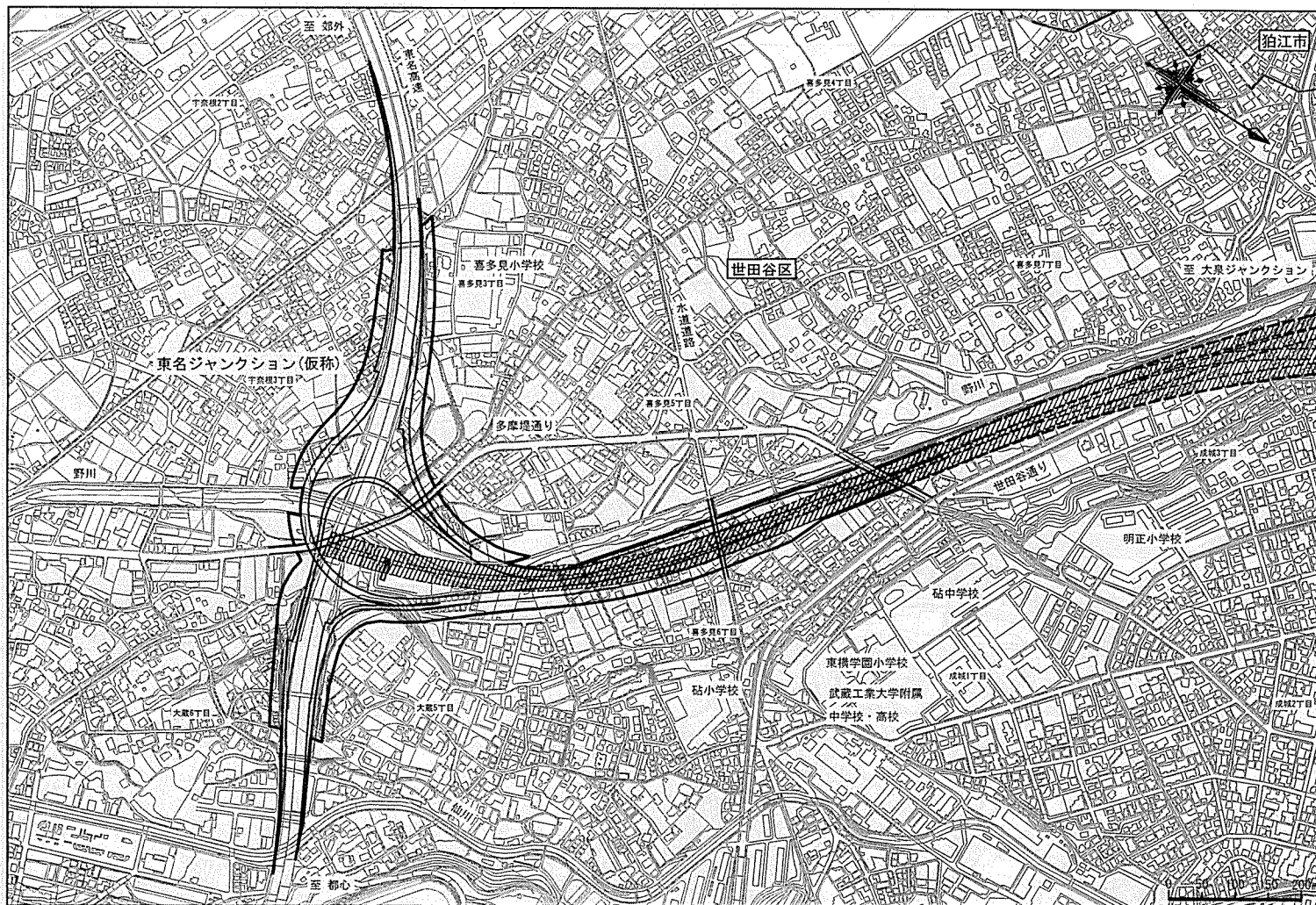
1. 計画延長：約 1.6 km
2. 構造規格：第 2 種第 1 級
3. 車線数：6 車線
4. 設計速度：80 km/h
5. 計画交通量：7.2 万台/日～ 9.8 万台/日(供用開始時点を想定した平成 32 年の予測)
9.7 万台/日～ 10.9 万台/日(幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した状態を想定した平成 42 年の予測)
6. 最小曲線半径：645 m
7. 最急縦断勾配：4 %

6 事業概要図

- (1) 平面図
- (2) 縦断図
- (3) 横断図

(1) 平面図 (1/10,000)

(1/10)

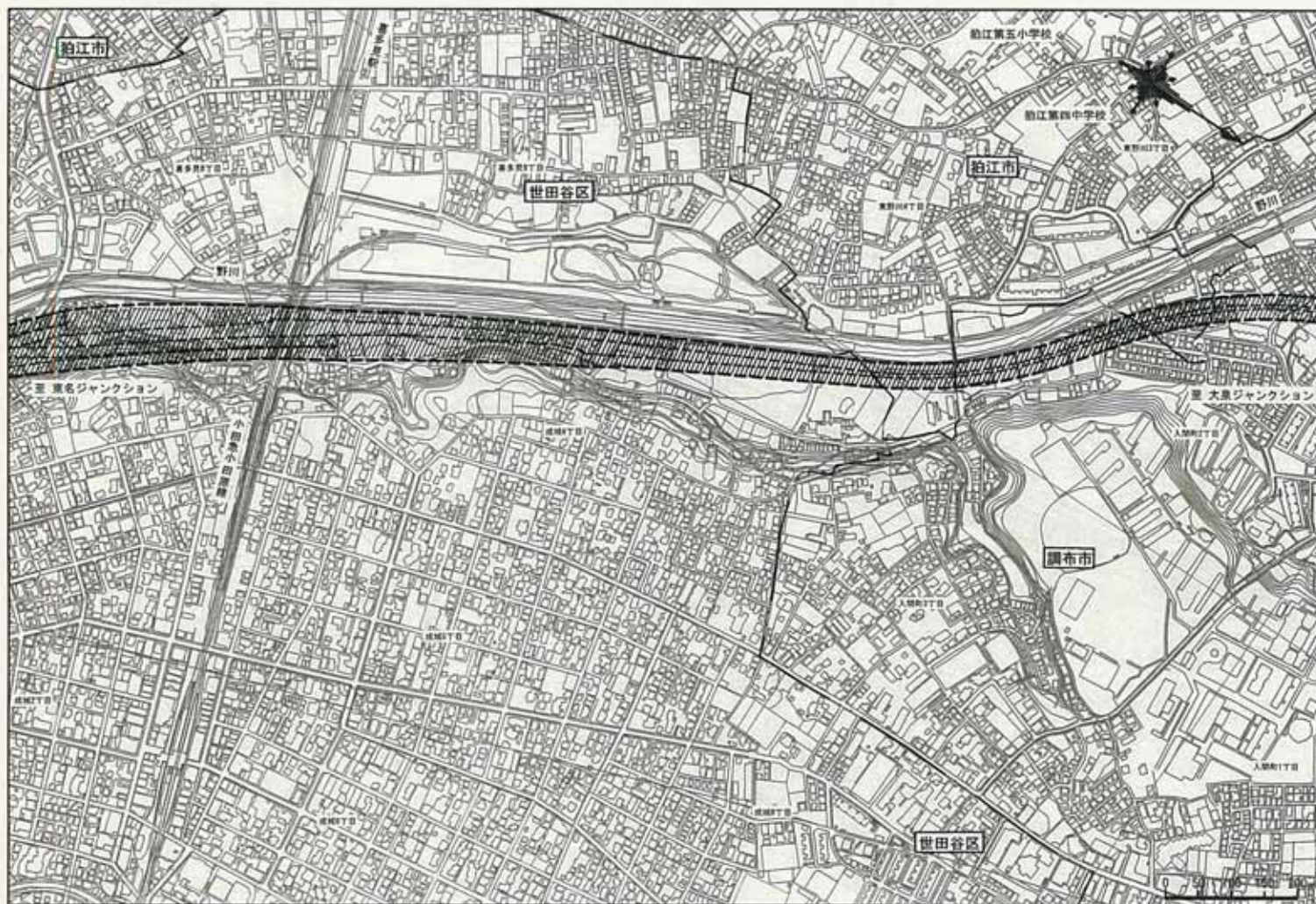


凡 例

- 外環の地上部の計画範囲
- 外環の地下部の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

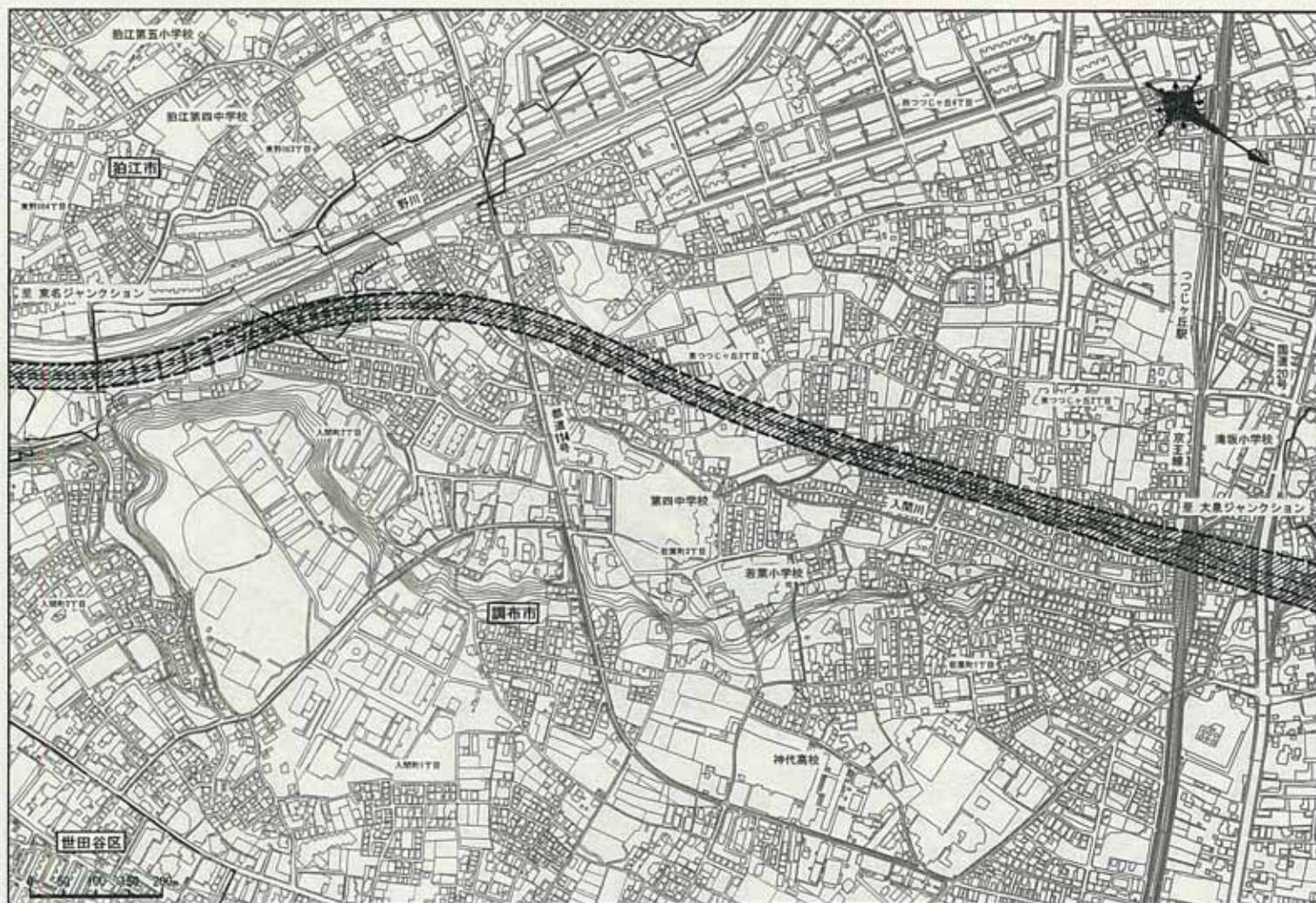
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

(2/10)



 外環の地上部の計画範囲
 外環の地下部の計画範囲
 事業区域の概ねの位置

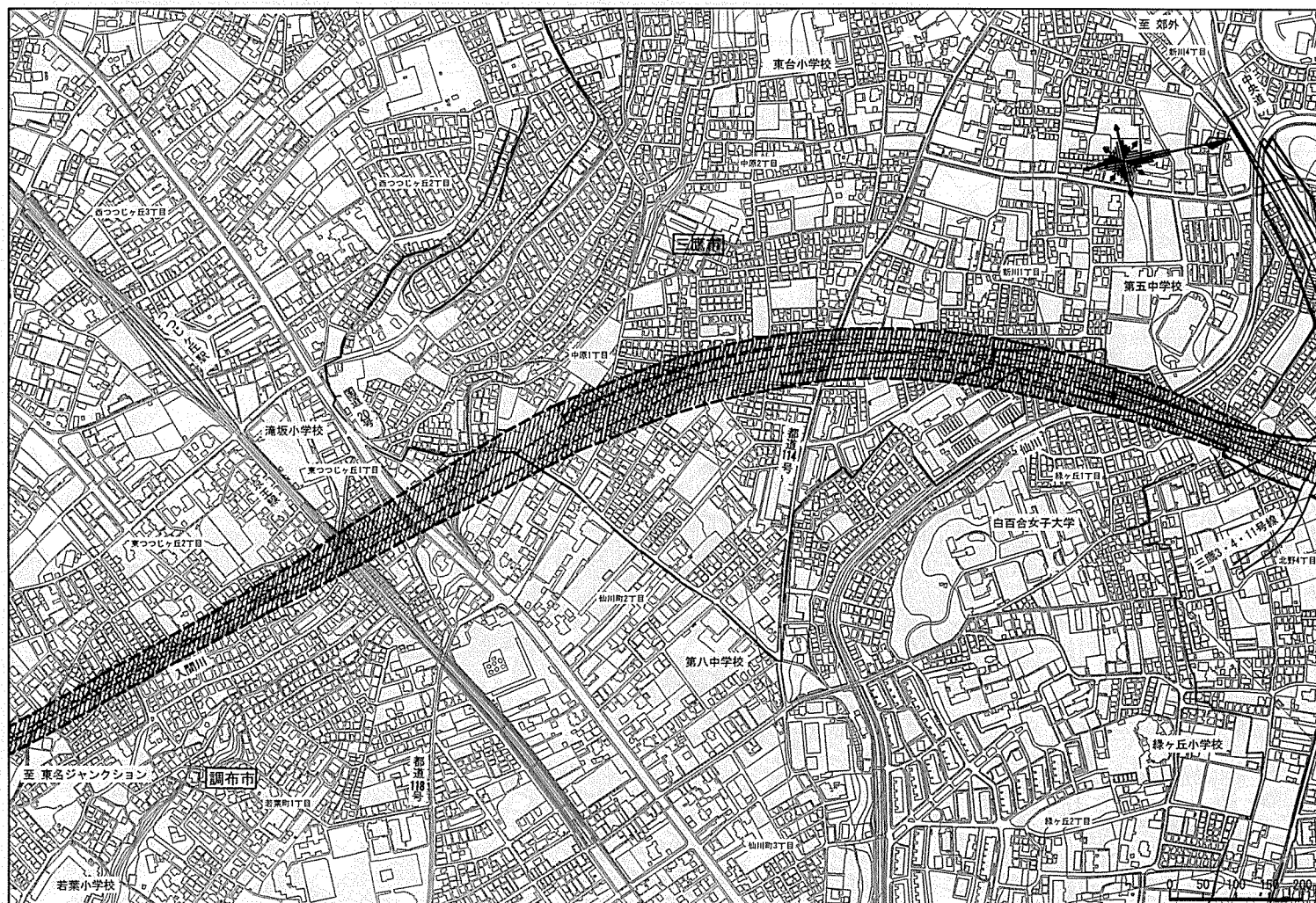
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



凡例

- 外環の地上部の計画範囲
- - - 外環の地下部の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



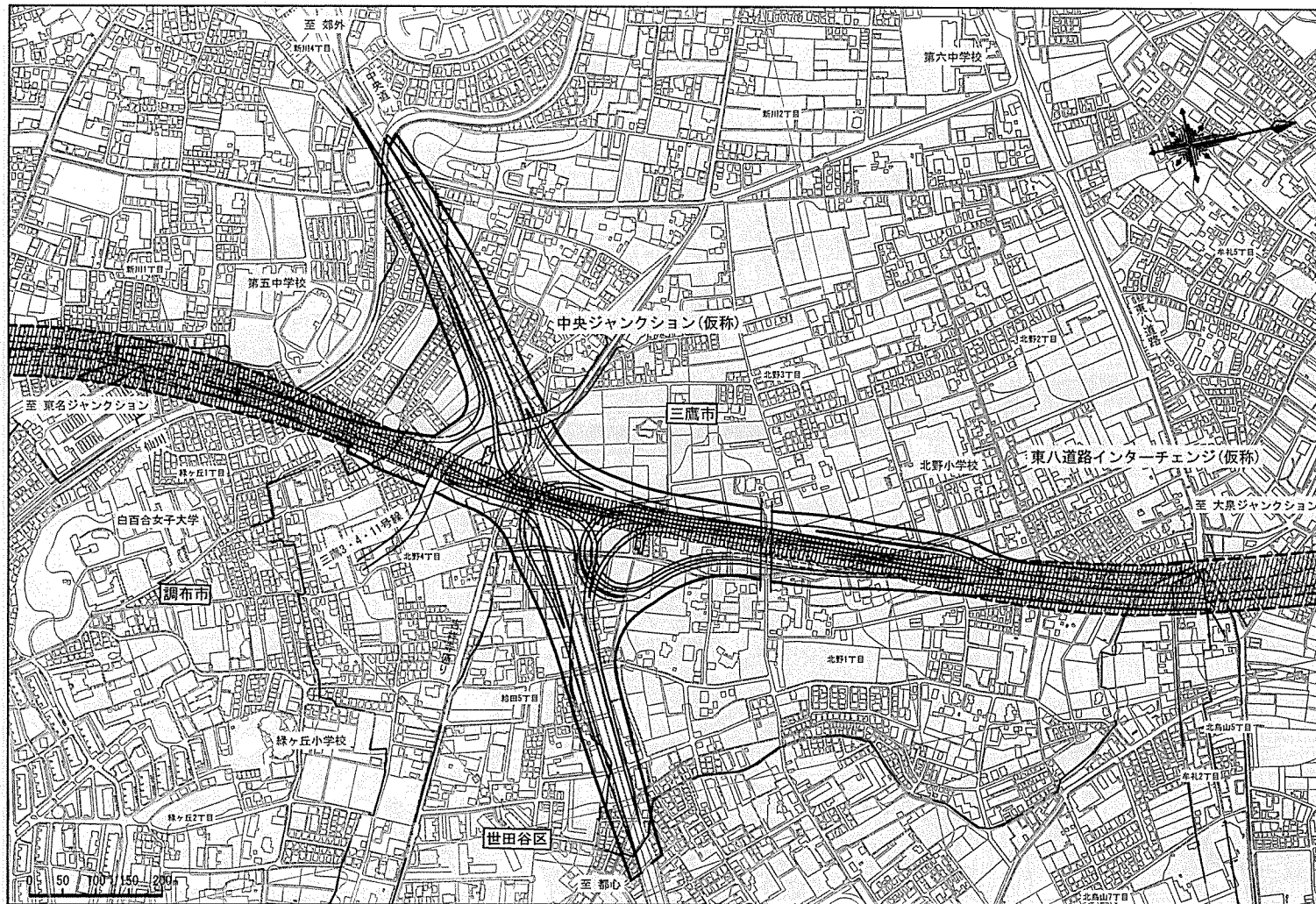
凡 例

- | | |
|------|-------------|
| —— | 外環の地上部の計画範囲 |
| --- | 外環の地下部の計画範囲 |
| //// | 事業区域の概ねの位置 |

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

(1) 平面図 (1/10,000)

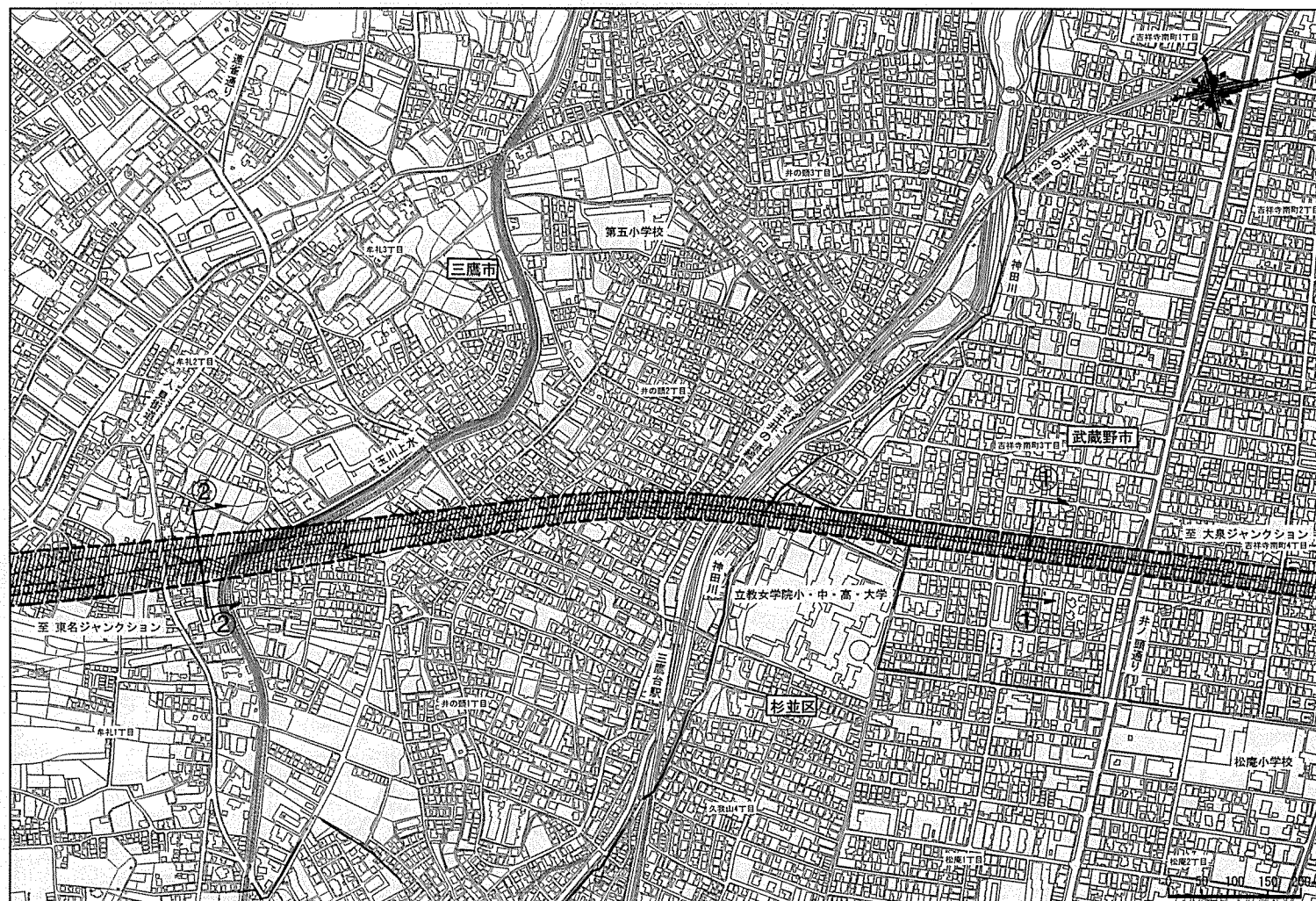
(5/10)



凡 例

- 外環の地上部の計画範囲
- 外環の地下部の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



凡 例

- | | |
|------|-----------------|
| —— | 外環の地上部
の計画範囲 |
| --- | 外環の地下部
の計画範囲 |
| //// | 事業区域の
概ねの位置 |

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



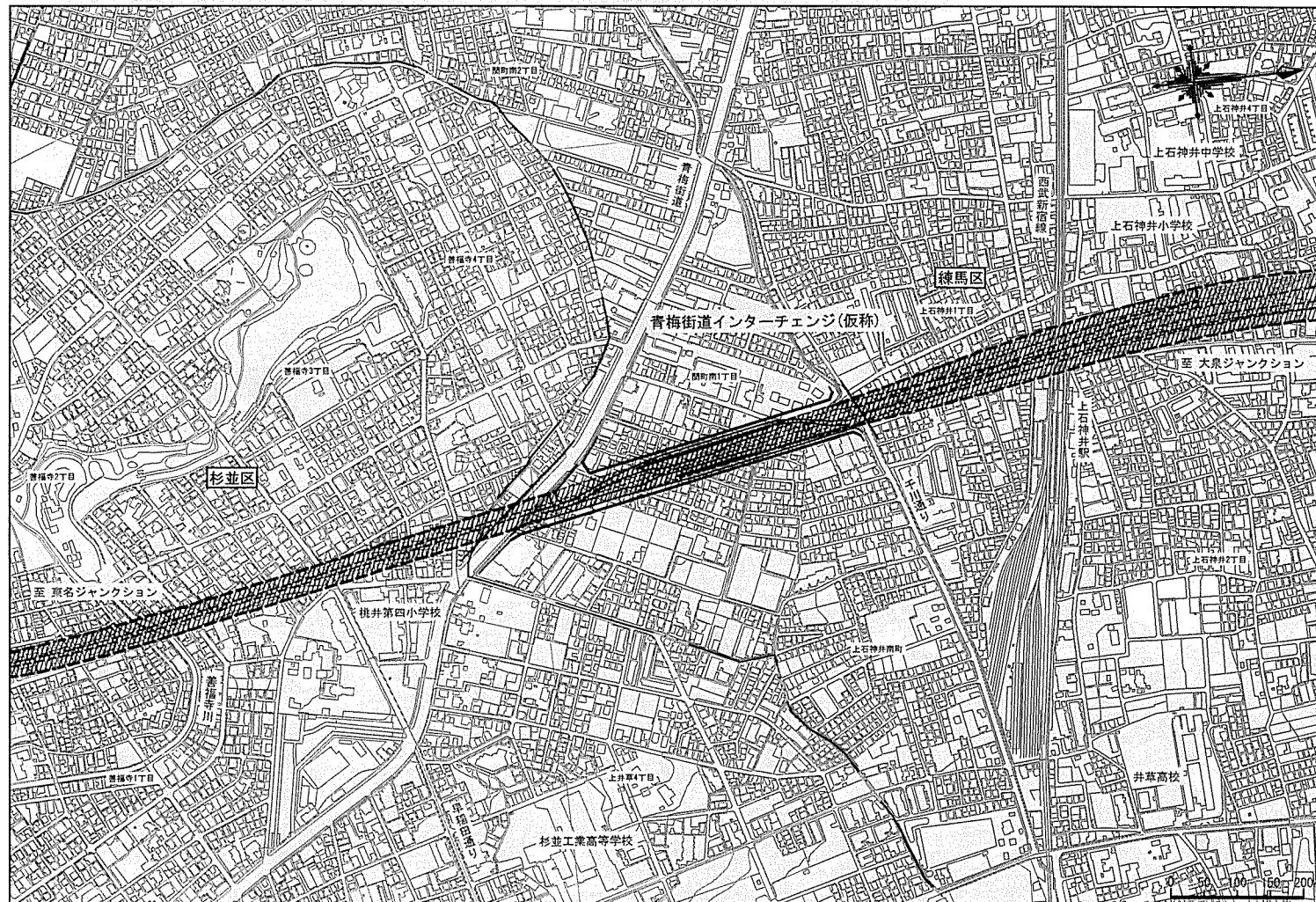
凡例

- 外環の地上部の計画範囲
- 外環の地下部の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

(1) 平面図 (1/10,000)

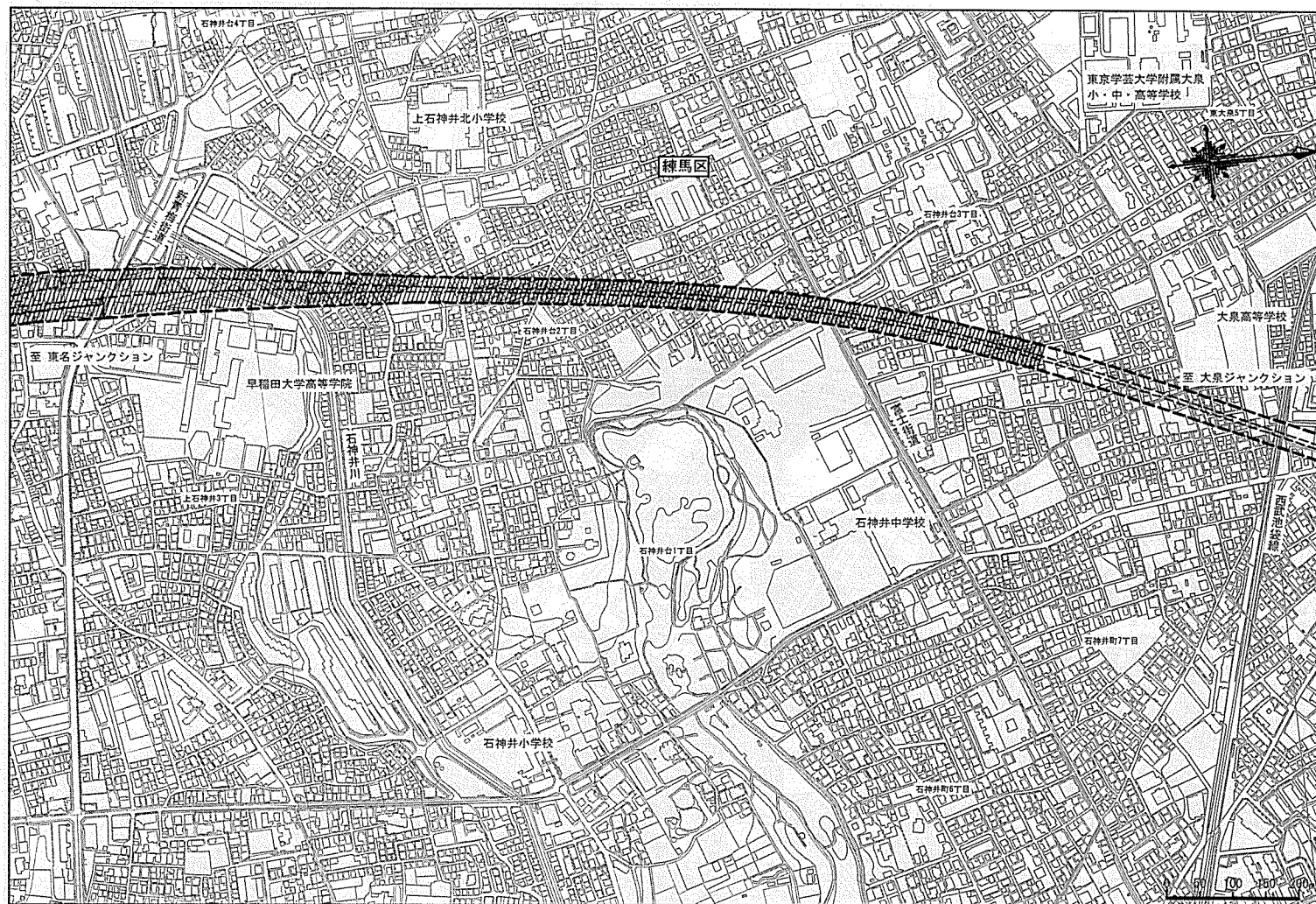
(8/10)



凡 例

——	外環の地上部の計画範囲
---	外環の地下部の計画範囲
////	事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



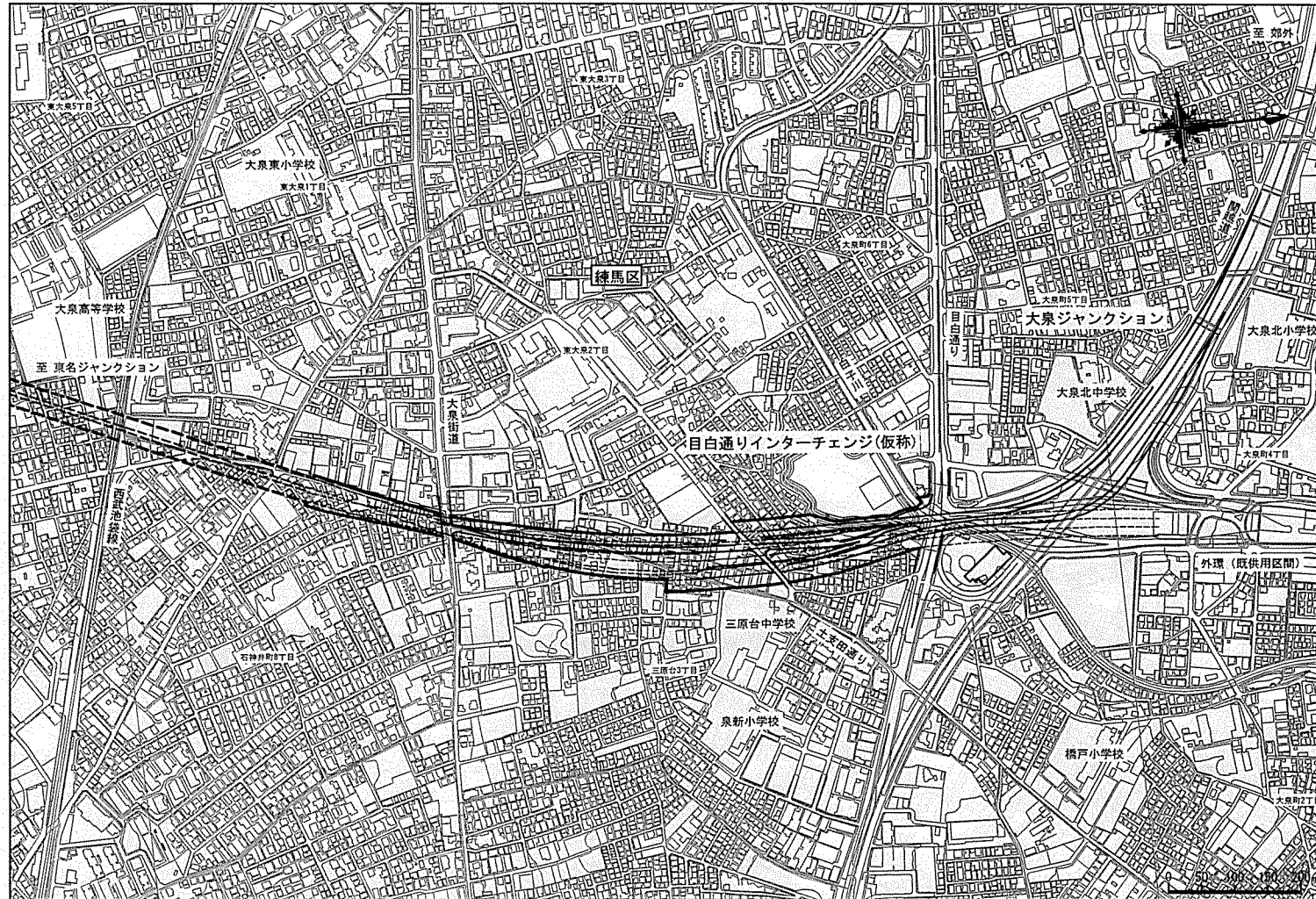
凡 例

- 外環の地上部の計画範囲
- - - 外環の地下部の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

(1) 平面図 (1/10,000)

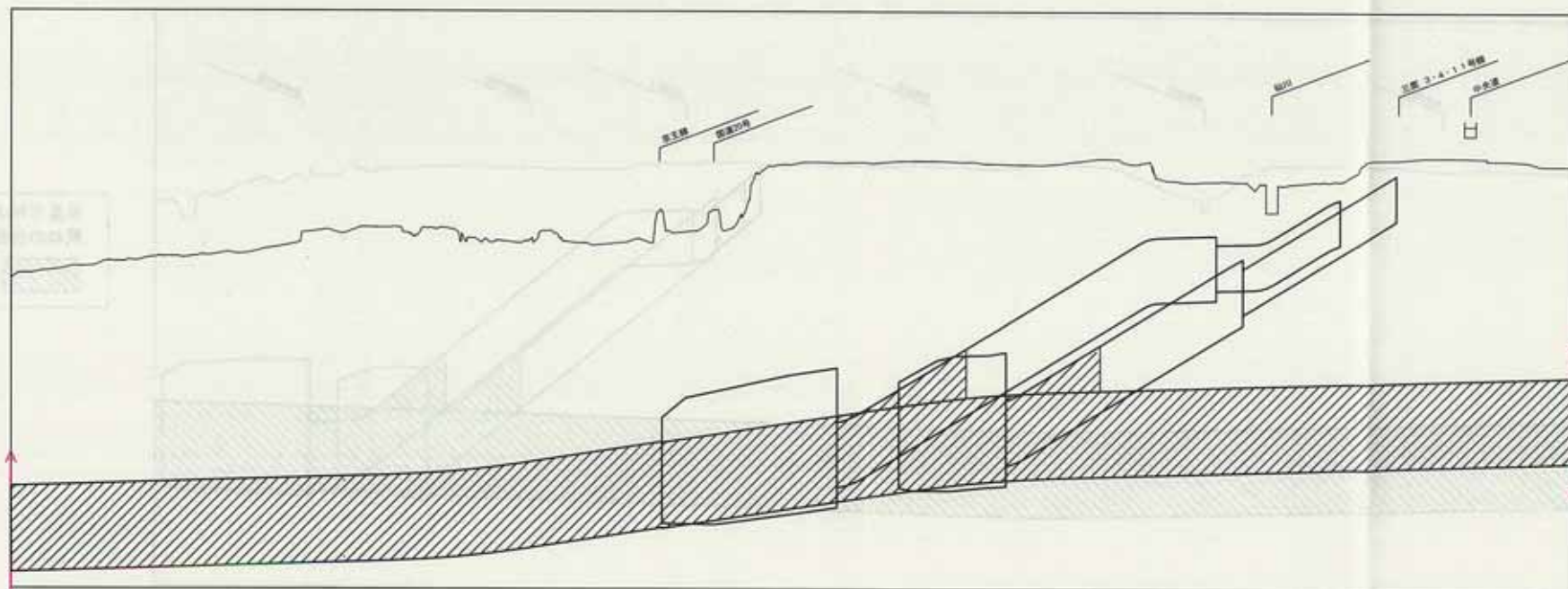
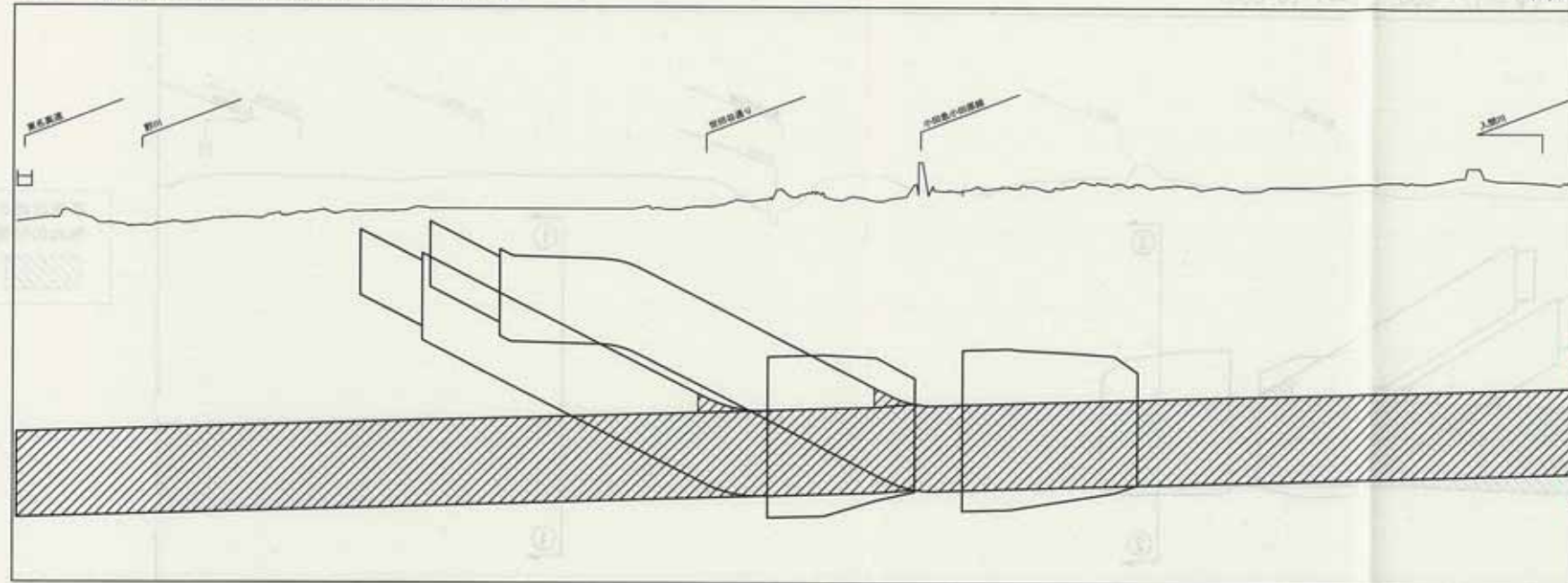
(10/10)



凡 例

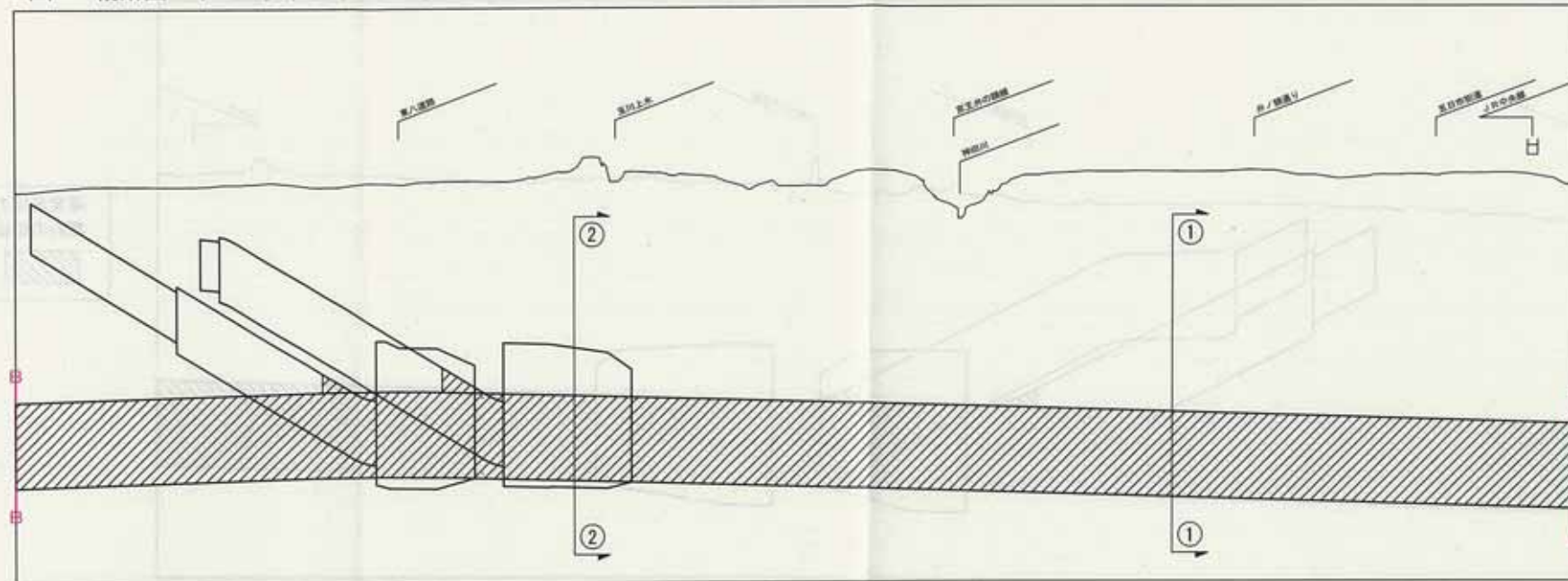
——	外環の地上部の計画範囲
---	外環の地下部の計画範囲
////	事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

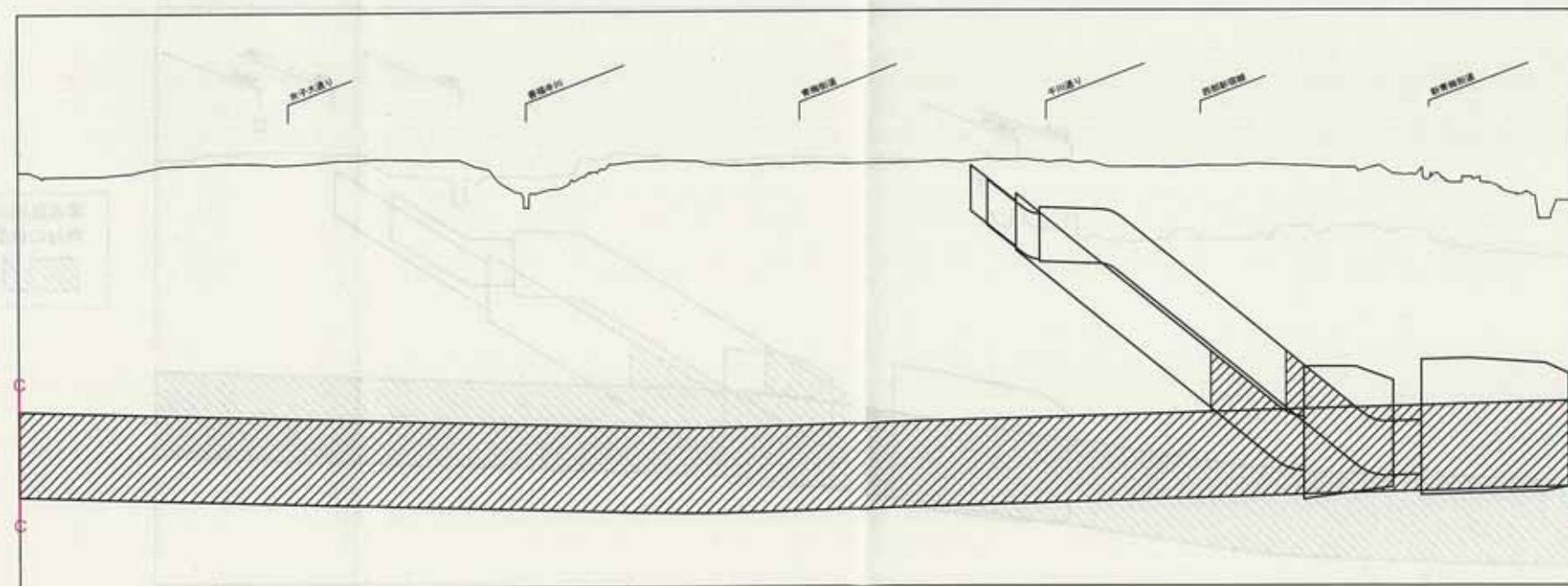


※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
 ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
 ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。

※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
 ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図によるものであり、誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。
 ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



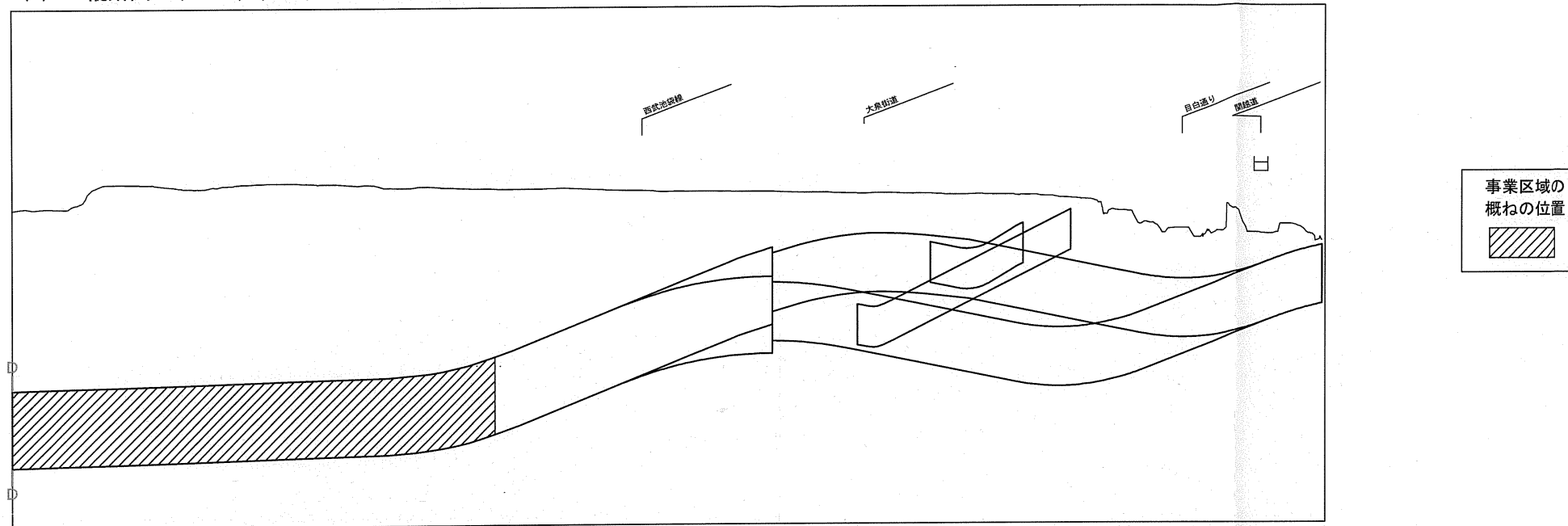
事業区域の
概ねの位置



事業区域の
概ねの位置

※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
 ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
 ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。

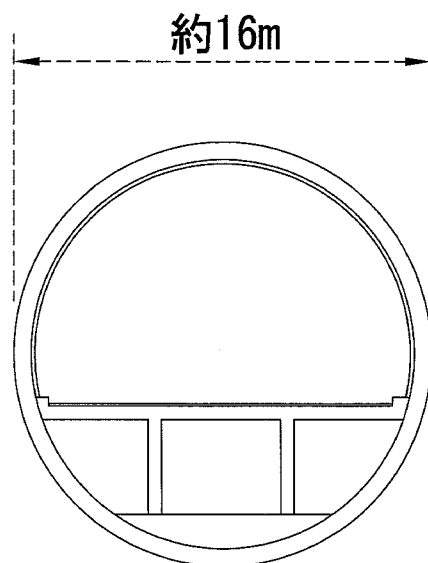
※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
 ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図によるものであり、誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。
 ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。



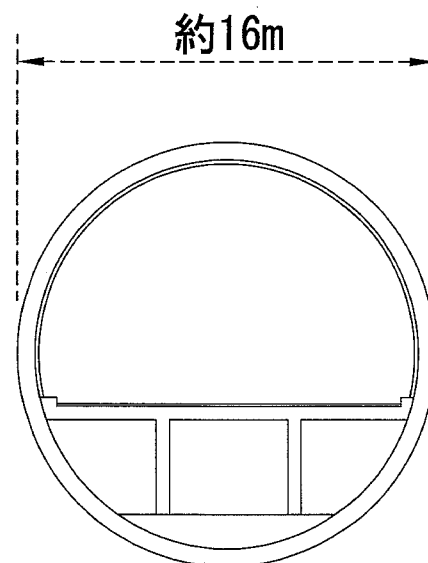
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。

- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図によるものであり、誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。
- ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。

(3) 横断図 (標準部) (S = 1/200)



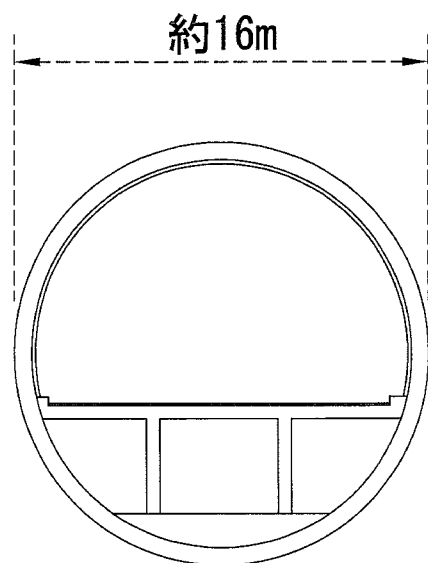
外環本線
《至 東名高速》



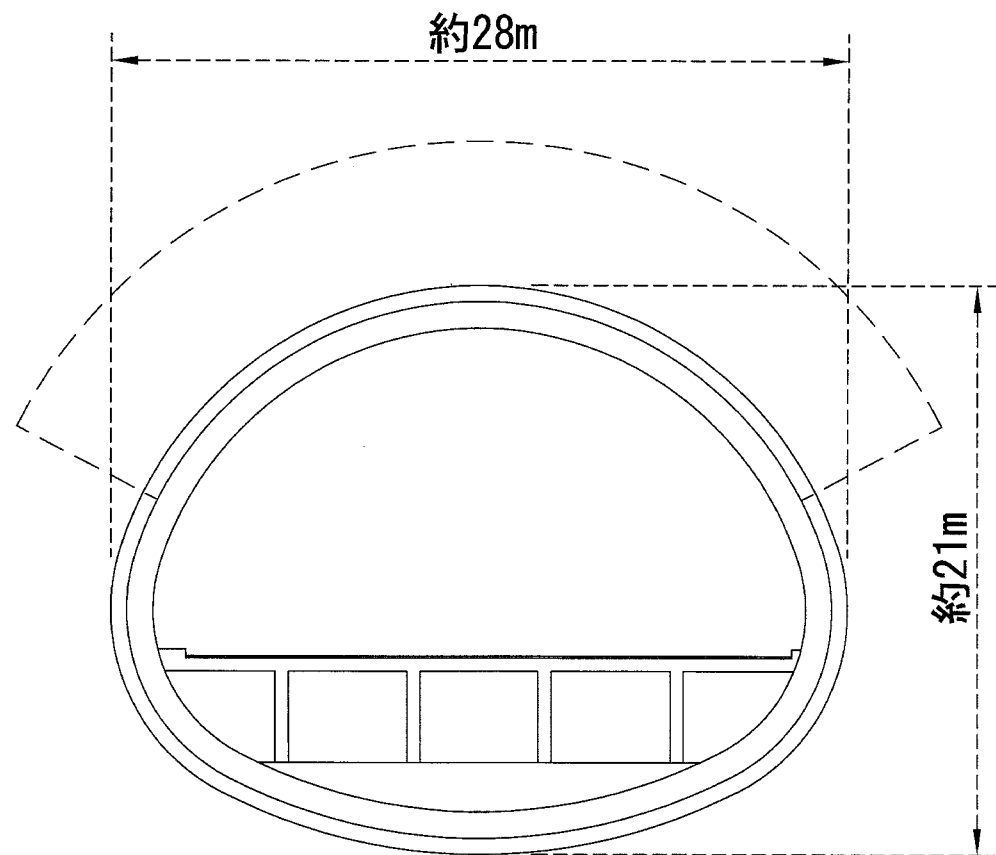
外環本線
《至 関越道》

※ この横断図は、平面図及び縦断図における①-①断面を示しております。

(3) 横断図（トンネル分合流部）（ $S=1/200$ ）



外環本線
《至 東名高速》



外環本線
《至 関越道》

※ この横断図は、平面図及び縦断面における②-②断面を示しております。
 ※ トンネル分合流部の大きさは、場所により異なります。
 ※ トンネル分合流部については、今後も技術開発の動向等を踏まえながら、その構造や工法について検討してまいります。